

## 東大阪市立体育館条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、東大阪市立体育館条例（昭和42年東大阪市条例第75号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(愛称)

第2条 東大阪市立総合体育館（以下「総合体育館」という。）の愛称は、東大阪アリーナとする。

(開館時間等)

第3条 体育館の開館時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、条例第3条第1項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、その時間を延長し、又は短縮することができる。

2 条例第3条の2第2項の許可（以下「個人使用の許可」という。）を行う時間については、指定管理者が特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、前項の時間の範囲内で、別に定めることができる。

(休館日)

第4条 総合体育館の休館日は、次に掲げる日とする。

(1) 1月から6月まで及び9月から12月までの火曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その翌日とし、その翌日以降休日が連続することとなる場合においては、連続する休日の最後の休日の翌日とする。）

(2) 1月1日から1月4日まで及び12月29日から31日まで

2 東大阪市立東体育館（以下「東体育館」という。）の休館日は、次に掲げる日とする。

(1) 月曜日（その日が休日に当たるときは、その翌日とし、その翌日以降休日が連続することとなる場合においては、連続する休日の最後の休日の翌日とする。）

(2) 前項第2号に掲げる日

3 前2項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、臨時に休館し、又は開館することができる。

（専用使用の許可の申請等）

第5条 指定管理者は、条例第3条第1項の許可（以下「専用使用の許可」という。）を抽選又は先着順により行う。

2 専用使用の許可を受けようとする者は、東大阪市立総合・東体育館専用使用許可申請書（様式第1）を指定管理者に提出しなければならない。

3 前項に規定する申請をすることができる期間は、別表第1のとおりとする。

4 前項の規定にかかわらず、第11条第1項第1号に該当するとき、又は同項第2号から第5号までに該当する場合であって、市長が特に必要と認めた大会事業等を行うときの第2項に規定する申請は、前項に規定する受付期間の開始日前においても行うことができる。

5 指定管理者は、専用使用の許可を行ったときは、東大阪市立総合・東体育館専用使用許可書（様式第2）を交付する。

6 第2項及び前項の規定にかかわらず、東大阪市スポーツ施設情報システム（以下「情

報システム」という。)を利用したときは、専用使用の許可を受けようとする者は第2項に規定する申請書の提出を、指定管理者は前項に規定する許可書の交付をそれぞれ省略することができる。

(専用使用の制限)

第6条 体育館の施設の抽選の申込みをすることができる者は、構成員の過半数が市内に居住し、在勤し、又は在学する者である団体とする。

2 指定管理者は、体育館の施設の抽選申込回数及び先着順使用許可申請回数について制限することができる。

(個人使用の許可の申請書)

第7条 個人使用の許可を受けようとする者は、東大阪市立総合体育館個人使用許可申請書(様式第3)を指定管理者に提出しなければならない。ただし、屋内プールを使用しようとする者は、東大阪市立総合体育館屋内プール個人利用券(様式第4)を提示しなければならない。

2 指定管理者は、個人使用の許可を行ったときは、東大阪市立総合体育館個人使用許可書(様式第5)を交付する。ただし、屋内プールの個人使用に係る許可にあっては、当該許可書の交付を省略することができる。

(使用期間)

第8条 使用期間は、引き続き7日を超えることができない。ただし、指定管理者が特に必要があると認める場合において、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(使用中止の届出)

第9条 専用使用の許可を受けた者は、体育館の施設を使用する必要がなくなったときは、速やかに東大阪市立総合・東体育館専用使用中止届書（様式第6）を指定管理者に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、専用使用の許可を受けた者が情報システムを利用することにより使用中止の届出をしたときは、同項に規定する届出書の提出を省略することができる。

（附属設備等の使用料）

第10条 条例第6条第4項の使用料は、別表第2のとおりとする。

（使用料の減免）

第11条 条例第7条の規定により体育館の専用使用に係る使用料を減額し、又は免除できる場合及びその額は、次のとおりとする。

- (1) 指定管理者が自らの事業で市長が認めたものを行う場合 全額
- (2) 市内の社会教育関係団体、学校教育関係団体又は社会福祉関係団体が、それぞれ社会教育、学校教育又は社会福祉のための事業を行う場合 4割に相当する額
- (3) 市外の社会教育関係団体、学校教育関係団体又は社会福祉関係団体が、市が後援する体育大会を行う場合 4割に相当する額
- (4) 国又は他の地方公共団体が使用する場合 3割に相当する額
- (5) その他市長が特に必要があると認める場合 全額

2 指定管理者は、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳、療育手帳制度要綱（昭和48年厚生省発児第156号）に規定する療

育手帳若しくは精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)

第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳(以下「身体障害者手帳等」という。)の

交付を受けている者及びこれらの者の介助者が総合体育館の個人使用を行う場合は、当

該個人使用に係る使用料の5割に相当する額を減額することができる。

3 指定管理者は、身体障害者手帳等の交付を受けている者及びこれらの者の介助者が総合体育館の使用のため駐車場を使用する場合は、当該駐車場の使用に係る使用料を免除することができる。

4 第1項の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、専用使用の場合にあっては東大阪市立総合・東体育館専用使用料減免申請書(様式第7)を、個人使用の場合にあっては東大阪市立総合体育館個人使用料減免申請書(様式第8)を指定管理者に提出し、その承認を受けなければならない。

5 第2項又は第3項の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、身体障害者手帳等を指定管理者に提示し、その確認を受けなければならない。

6 第4項の規定にかかわらず、情報システムを利用することにより使用料の減額又は免除を受けようとする者は、情報システムの利用者登録の申請に併せて、東大阪市スポーツ施設情報システム利用者減免登録申請書(様式第9)を指定管理者に提出しなければならない。

(使用料の還付)

第12条 条例第8条ただし書の規定により使用料を還付することができる場合及びその額は、次のとおりとする。

(1) 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）の責に帰することができない理

由により使用することができなくなった場合 全額

(2) 条例第6条第4項に規定する附属設備等の使用料を前納していた場合において、や

むを得ない理由により当該附属設備等を使用しなかった場合 全額

(3) 第9条の規定による東大阪市立総合・東体育館専用使用中止届書の提出があった場

合 次のア又はイに掲げる区分に応じ、それぞれア又はイに定める額

ア 施設の使用日前30日までのもの 5割に相当する額

イ 施設の使用日前15日までのもの 2割に相当する額

2 前項の規定にかかわらず、総合体育館の屋内プールの使用に係る回数券及び駐車場の

使用に係る回数券については、未使用のものにあつては既納の使用料の全額を、使用開

始後のものにあつては既納の使用料の額から使用券片数に当該券面額を乗じて得た額

を控除した額を還付する。

3 第1項の規定にかかわらず、総合体育館の屋内プールの使用に係る定期券については、

使用期間開始前のものに限り、既納の使用料の全額を還付する。

4 前3項の規定により使用料の還付を受けようとする者は、東大阪市立総合・東体育館

使用料還付申請書（様式第10）を指定管理者に提出しなければならない。

5 指定管理者は、前項に規定する申請について還付すべき正当な理由があると認めると

きは、当該申請者に対し、東大阪市立総合・東体育館使用料還付決定通知書（様式第

11）を交付する。

（遵守事項）

第13条 使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 法令、条例若しくはこの規則又はこれらに基づく指示に従うこと。
- (2) 体育館内外の秩序を保つため、必要があるときは、整理員を置くこと。
- (3) 管理上の必要による指定管理者の入場を拒むことはできないこと。
- (4) 体育館の使用を終了したときは、指定管理者の点検を受けなければならないこと。
- (5) 入館者に対して次条に定める事項を守らせること。

(体育館内の禁止行為)

第14条 体育館では、何人も、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 所定の場所以外において火気を使用し、又は危険を引き起こすおそれのある行為を  
すること。
- (2) 許可を得ないで体育館及びその敷地内で飲食物その他の物品を販売し、又は陳列す  
ること。
- (3) 許可を得ないで、広告すること。
- (4) 建物、設備、器具等を損傷し、又は滅失するおそれのある行為をすること。
- (5) 危険物、悪臭のある物その他他人の迷惑となるような物を持ち込むこと。
- (6) 許可を得ないで、動植物を持ち込むこと。
- (7) 前各号のほか、管理上必要な指示に反する行為をすること。

(入館の制限)

第15条 前条の規定に違反する者に対して、指定管理者は、体育館への入場を拒否し、  
又は体育館からの退去を命ずることができる。

(設備の許可)

第16条 条例第10条第2項の規定による特別な設備を設け、又は変更しようとするときは、東大阪市立総合・東体育館内部設備設置(変更)申請書(様式第12)を指定管理者に提出し、その許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、特別な設備の設置又は変更を許可したときは、東大阪市立総合・東体育館内部設備設置(変更)許可書(様式第13)を交付する。

(専用使用時間の超過)

第17条 専用使用の時間の超過は、指定管理者が特に必要があると認める場合であって、管理上支障がないと認めるときに限り、許可することができる。

2 前項の規定により使用時間の超過を許可したときは、別表第3に掲げる超過使用料を徴収するものとする。

(審議会の組織)

第18条 条例第16条に規定する東大阪市立体育館運営審議会(以下「審議会」という。)は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 市体育団体関係者

(2) 学識経験者

(3) 副市長

(委員の任期)

第19条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の



任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第20条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(審議会の会議)

第21条 審議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

(審議会の庶務)

第22条 審議会の庶務は、都市魅力産業スポーツ部において処理する。

(審議会の運営に関する事項)

第23条 前5条に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

(細目)

第24条 この規則の施行について必要な事項は、別に定める。

## 附 則

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

2 第18条第2項の規定による委嘱又は任命後最初の審議会の招集及び会長が選出され

るまでの間における審議会の運営は、市長が行う。

別表第 1（第 5 条第 3 項関係）

使用施設	使用区分	抽選申込受付期間	抽選日	当選者使用許可申請受付期間	先着順使用許可申請受付期間
総合体育館	アマチュアスポーツのための大アリーナ又は研修室の全面使用	使用日の 2 月前の日の属する月の 1 日から 1 1 日まで	使用日の 2 月前の日の属する月の 1 2 日	使用日の 2 月前の日の属する月の 1 3 日から 1 9 日まで	使用日の 5 月前の日の属する月の最終土曜日から使用日の 3 月前の日の属する月の末日まで及び使用日の 2 月前の日の属する月の 1 3 日から使用日の前日まで
	アマチュアスポーツ	使用日の 4 月	使用日の 4 月前の	使用日の 4 月前の	使用日の 4 月前の日の属する月

	<p>ツのため の小アリ ーナ又は 武道場の 全面使用</p>	<p>前の日 の属す る月の 1日か ら11 日まで</p>	<p>日の属す る月の 12日</p>	<p>日の属す る月の 13日か ら19日 まで</p>	<p>の13日から使 用日の前日まで</p>
	<p>アマチュ アスポー ツ以外の ための体 育館の各 施設の全 面使用</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>使用日の3月前 の日から使用日 の前日まで</p>
	<p>体育館の 施設の区 分使用</p>	<p>使用日 の2月 前の日 の属す る月の 1日か</p>	<p>使用日の 2月前の 日の属す る月の 12日</p>	<p>使用日の 2月前の 日の属す る月の 13日か ら19日</p>	<p>使用日の2月前 の日の属する月 の13日から使 用日の前日まで</p>

		ら 1 1 日まで		まで	
	屋内プー ルの全面 使用	—	—	—	使用日の4月前 の日の属する月 の1日から2月 前の日の属する 月の20日まで
東体育館	アマチュ アスポー ツのため の競技場 の全面使 用	使用日 の4月 前の日 の属す る月の 1日か ら11 日まで	使用日の 4月前の 日の属す る月の 12日	使用日の 4月前の 日の属す る月の 13日か ら19日 まで	使用日の4月前 の日の属する月 の13日から使 用日の前日まで
	アマチュ アスポー ツ以外の ための競	—	—	—	使用日の3月前 の日から使用日 の前日まで

	技場の全 面使用				
	競技場以 外の施設 の使用	—	—	—	使用日の4月前 の日から使用日 の前日まで

備考 施設の使用が1日を超える場合の先着順による使用許可の申請は、その使用期間

(情報システムを利用した場合においては、申請受付期間が到来している期間に限る。)

の開始の日を使用日としてこの表を適用する。

別表第2 (第10条関係)

(1) 総合体育館附属設備使用料

種別	附属設備名	単位	料金	備考
ス ポ ー ツ 器 具	ソフトテニス	1式	400円	
	ハンドボール	1式	400円	
	バドミントン	1式	200円	
	バレーボール	1式	400円	
	ソフトバレーボール	1式	400円	
	盲人用バレーボール	1式	200円	
	卓球	1式	200円	防球ネット 付

	盲人用卓球	1 式	1 0 0 円	防球ネット 付
	バスケットボール(固 定式・移動式)	1 式	4 0 0 円	
	柔道畳	7 3 畳以上	4 , 2 0 0 円	区分 A
		3 3 畳から 7 2 畳まで	2 , 4 0 0 円	区分 B
		1 1 畳から 3 2 畳まで	1 , 0 0 0 円	区分 C
		1 0 畳まで	3 0 0 円	区分 D
空手道	得点表示器	1 台	1 , 0 0 0 円	
	マット	1 組	5 0 0 円	
	簡易土俵	1 枚	1 , 0 0 0 円	
	綱引き用綱	1 式	5 0 0 円	
電光得 点表示 装置	固定式	1 組	1 , 0 0 0 円	
	移動式	1 組	5 0 0 円	
	得点板	1 台	1 0 0 円	
	審判台	1 台	1 0 0 円	

	30秒タイマー	1組	1000円	
	ファウル回数表示盤	1組	1000円	
	体力測定器具	1式	1,000円	
	ストップウォッチ	1個	1000円	
	応援用太鼓	1式	5000円	
舞台 設備	舞台	1式	5,000円	
	演台	1台	5000円	
	花台	1式	2000円	
	金屏風	1双	1,500円	
	赤白幕	1枚	1000円	
映写 設備	16mm映写機	1式	1,000円	スクリーン 付き
	スライド映写機	1式	3000円	スクリーン 付き
	オーバーヘッドプロ ジェクター	1式	3000円	スクリーン 付き
	ビデオプロジェクタ ー	1式	5000円	スクリーン 付き
	AVコントロール卓	1式	3,000円	ビデオ装

				置、モニターテレビを含む。
音響設備	コントロール卓(音調室用)	1台	6,000円	
	サブコントロール卓(ホール用)	1台	3,000円	
	スピーカー(移動式)	1組	1,000円	
	マイクロホン(ダイナミック)	1本	1,000円	マイクロホンスタンドを含む。
	マイクロホン(ハンド型・タイピン型ワイヤレス)	1ch	1,500円	
その他	TV・ラジオ中継設備	1式	20,000円	
	フロアシート	1枚	100円	
	長机	1脚	100円	研修室にあるものを除



				く。
	折りたたみ椅子	1脚	50円	研修室にあるものを除く。
	移動式黒板	1面	100円	
	コインロッカー		100円	
	シャワー		100円	
	展示パネル	1面	100円	

#### 備考

- 1 この表の使用料は、それぞれ午前・午後又は夜間の使用区分をもって1回とする。ただし、コインロッカー及びシャワーについては、1回の使用の料金とする。
- 2 この表の使用料には、看板等の消耗器材費及び特別に必要な人件費は含まない。
- 3 上記の使用料のほか、1回につきその使用人員が600人を超える場合で資材その他を使用するときは、その使用人員300人ごとに1,500円の割合で算出した金額を徴収することができる。
- 4 使用前の準備又は使用後の整理のために専用使用する場合の使用料の額は、この表に掲げる額の半額とする。

#### (2) 東体育館附属設備使用料

種別	附属設備名	単位	料金	備考
----	-------	----	----	----

ス ポ ー ツ 器 具	ソフトテニス	1 式	4 0 0 円	
	ハンドボール	1 式	4 0 0 円	
	バドミントン	1 式	2 0 0 円	
	バレーボール	1 式	4 0 0 円	
	卓球	1 式	2 0 0 円	防球ネット 付
	バスケットボール (移動式)	1 式	4 0 0 円	
	柔道畳	7 3 畳以上	4 , 2 0 0 円	区分 A
3 3 畳から 7 2 畳まで		2 , 4 0 0 円	区分 B	
1 0 畳から 3 2 畳まで		1 , 0 0 0 円	区分 C	
1 0 畳まで		3 0 0 円	区分 D	
舞 台 設 備	舞台	1 式	5 , 0 0 0 円	
	演台	1 台	5 0 0 円	
音 響 設 備	音響ワゴン	1 台	3 , 0 0 0 円	
	スピーカー (移動 式)	1 組	1 , 0 0 0 円	

	マイクロホン(ダイナミック)	1本	1,000円	マイクロホンスタンドを含む。
	マイクロホン(ハンド型・タイピン型ワイヤレス)	1ch	1,500円	
その他	フロアシート	1枚	100円	
	長机	1脚	100円	競技場以外の施設にあるものを除く。
	折りたたみ椅子	1脚	50円	競技場以外の施設にあるものを除く。

備考

- 1 この表の使用料は、それぞれ午前・午後又は夜間の使用区分をもって1回とする。
- 2 この表の使用料には、看板等の消耗器材費及び特別に必要な人件費は含まない。
- 3 上記の使用料のほか、1回につきその使用人員が200人を超える場合で資材

その他を使用するときはその使用人員100人ごとに500円の割合で算出した金額を徴収することができる。

- 4 使用前の準備又は使用後の整理のために専用使用する場合の使用料の額は、この表に掲げる額の半額とする。

別表第3（第17条第2項関係）

専用使用時間の超過使用料

（1時間につき）

超過して使用する 時間帯		正午まで	正午から午後5 時まで	午後5時以降	
使用施設					
総合 体育 館	大アリ	全面	6,500円	7,400円	16,300円
	ーナ	全面の	3,300円	3,800円	8,300円
		2分の			
		1			
		全面の	2,200円	2,500円	5,500円
	3分の				
	1				
	小アリ	全面	1,400円	1,600円	3,500円
	ーナ				
	武道場	全面	1,100円	1,300円	2,800円

	屋内プ ール	全面	30,000円	30,000円	40,000円
		1コー スにつ き	3,800円	3,800円	5,000円
	研修室	全面	1,400円	1,600円	3,500円
		全面の 3分の 1	500円	600円	1,300円
東 体 育 館	競技場	全面	2,000円	2,300円	5,000円
	第1研 修室	全面	300円	300円	700円
	第2研 修室	全面	300円	400円	800円
	第3研 修室	全面	300円	300円	600円
	大会議 室	全面	600円	800円	1,600円
	中会議 室	全面	600円	600円	1,400円

小会議 室	全面	200円	300円	600円
和室	全面	500円	600円	1,300円
控室	全面	200円	200円	400円

備考 体育館の施設の超過使用が、条例別表第1備考1の表の使用施設欄の区分に応じ、同表の使用欄に掲げる使用に該当する場合の超過使用料は、この表に掲げる額に、それぞれ条例別表第1備考1の表の加算率欄に定める率（使用欄に定める2以上の使用に該当するときは、それぞれ加算率欄に定められた率を乗じて得た率）を乗じて得た額とする。

様式第1 (第5条第2項関係)

東大阪市立総合・東体育館専用使用許可申請書

(あて先)

		申請番号	No.
住所 (所在地)		申請	年 月 日
法人又は 団体名		許可	年 月 日
ふりがな 氏名 (代表者名) 生年月日	年 月 日	(注) 太枠の中だけ記入してください。	

次のとおり使用したいので申請します。

使用内容		人員 男 人 女 人 計 人	責任者	氏名
				電話

使用日

No.	月 日 (曜日)	時 間	使用施設
1	( / )	~	
2	( / )	~	
3	( / )	~	
4	( / )	~	
5	( / )	~	

種 別	金 額 (円)
基本料金	①
準備・整理料金	②
小 計	③
土・日・祝日加算 (上記×1.2)	④
市外者加算 (上記×1.5)	⑤
その他の加算 (上記× 倍)	⑥
減 免 額	⑦
差 引	③~⑥-⑦=⑧
冷暖房料金	⑨
附属設備料金	⑩
収 納 額	⑧+⑨+⑩=⑪

附属設備	
確認事項	該当することをご確認の うへ、□に✓印を記入し てください。 □暴力団の利益になるよ うな使用ではありません。

収 納 番 号	No.
収 納 印	取扱者

様式第2 (第5条第5項関係)

東大阪市立総合・東体育館専用使用許可書

		許可番号	No.
住 所 (所在地)		申 請	年 月 日
法 人 又 は 団 体 名		許 可	年 月 日
氏 名 (代表者名)			

次のとおり許可します。

使用内容		人員 男 人 女 人 計 人	責任者	氏名
				電話

使用日			
No.	月 日 (曜日)	時 間	使用施設
1	( / )	～	
2	( / )	～	
3	( / )	～	
4	( / )	～	
5	( / )	～	

附属設備	
------	--

種 別	金 額 (円)
基 本 料 金	①
準 備 ・ 整 理 料 金	②
小 計	③
土・日・祝日加算 (上記×1.2)	④
市外者加算 (上記×1.5)	⑤
その他の加算 (上記× 倍)	⑥
減 免 額	⑦
差 引	③～⑥－⑦＝⑧
冷 暖 房 料 金	⑨
附 属 設 備 料 金	⑩
収 納 額	⑧＋⑨＋⑩＝⑪

注 意

- ・東大阪市立体育館条例及び東大阪市立体育館条例施行規則に基づく指示に従ってください。
- ・使用許可の目的以外に体育館を使用しないでください。
- ・この許可書を当日受付に提出し、退場時には必ず受付に連絡してください。

収 納 番 号		No.
収 納 印		取扱者



様式第3（第7条第1項関係）

No. \_\_\_\_\_

東大阪市立総合体育館個人使用許可申請書

年 月 日

（あて先）

住 所 \_\_\_\_\_

ふりがな  
氏 名 \_\_\_\_\_

生年月日 年 月 日 \_\_\_\_\_

電 話 （ ） \_\_\_\_\_

次のとおり使用したいので申請します。

なお、使用については東大阪市立体育館条例及び東大阪市立体育館条例施行規則を堅く守ります。

使用日時	年 月 日 （ 曜日） 時 分 ～ 時 分
使用施設	
使用内容	
確認事項	該当することをご確認のうえ、 <input type="checkbox"/> に <input checked="" type="checkbox"/> 印を記入してください。 <input type="checkbox"/> 暴力団の利益になるような使用ではありません。

様式第4（第7条第1項関係）

東大阪市立総合体育館屋内プール個人利用券

東大阪市立総合体育館屋内プール  個人利用券
------------------------------

様式第5（第7条第2項関係）

No. \_\_\_\_\_

東大阪市立総合体育館個人使用許可書

\_\_\_\_\_様

年 月 日

次のとおり使用を許可します。

使 用 日 時	年 月 日 （ 曜日） 時 分 ~ 時 分
使 用 施 設	

様式第6（第9条第1項関係）

No. \_\_\_\_\_

東大阪市立総合・東体育館専用使用中止届書

年 月 日

（あて先）

住 所（所在地） \_\_\_\_\_

法人又は団体名 \_\_\_\_\_

氏 名（代表者） \_\_\_\_\_

電 話 （ ） \_\_\_\_\_

次のとおり使用を中止します。

許可を受けた 使用体育館	(1) 総合体育館 (2) 東体育館
許可を受けた 使用日時	年 月 日 ( 曜日) 時 分 ~ 時 分
行 事 名	
許可を受けた 使用施設及び 設 備	
理 由	

様式第7 (第11条第4項関係)

東大阪市立総合・東体育館専用使用料減免申請書

(あて先)

		申請番号	No.
住所 (所在地)		申請	年 月 日
法人又は 団体名		許可	年 月 日
氏名 (代表者名)		(注) 太枠の中だけ記入してください。	

次のとおり東大阪市立体育館条例及び東大阪市立体育館条例施行規則に基づき減免を申請します。

使用内容		人員 男 人 女 人 計 人	責任者	氏名
				電話

使用日				種 別	金 額 (円)
No.	月 日 (曜日)	時 間	使 用 施 設	基本料金	①
1	( / )	~		準備・整理料金	②
2	( / )	~		小 計	③
3	( / )	~		土・日・祝日加算 (上記×1.2)	④
4	( / )	~		市外者加算 (上記×1.5)	⑤
5	( / )	~		その他の加算 (上記× 倍)	⑥
				減 免 額	⑦
附属設備				差 引	③~⑥-⑦=⑧
				冷暖房料金	⑨
				附属設備料金	⑩
減免該当 事項				収 納 額	⑧+⑨+⑩=⑪
東大阪市立体育館条例施行規則第11条第1 項第 号に基づく使用料の(免除・減額)					
減 免 理 由	副申者(所管部局長)記名、印			収 納 番 号 No.	

様式第8 (第11条第4項関係)

No. \_\_\_\_\_

東大阪市立総合体育館個人使用料減免申請書

年 月 日

(あて先)

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

電話 \_\_\_\_\_

次のとおり使用したいので減免を申請します。

なお、使用については東大阪市立体育館条例及び東大阪市立体育館条例施行規則を堅く守ります。

使 用 日 時	年 月 日 ( 曜日) 時 分 ~ 時 分
使 用 施 設	
使 用 内 容	

大人	人×300×0.5=
小人	人×150×0.5=
金額	円

取		収	
扱		納	
者		印	

様式第9（第11条第6項関係）

<p style="text-align: center;">東大阪市スポーツ施設情報システム利用者減免登録申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>（あて先）</p> <p>東大阪市スポーツ施設情報システムの利用者減免登録を申請いたします。</p>						
					利用者番号	
フリガナ						
団 体 名	個人の場合は記入不要					
フリガナ						⑩
団 体 名	団体の場合は代表者  <span style="float: right;">（ 男 ・ 女 ）</span>					
住 所	団体の場合は代表者住所  〒 <span style="float: right;">（電話 <span style="float: right;">）</span></span>					
連 絡 先	勤務先の場合は名称を記入[ <span style="float: right;">]</span>  <span style="float: right;">（電話 <span style="float: right;">）</span></span>					
減免区分	全 免	5 割減免	4 割減免	3 割減免		

減免該当事項	東大阪市立体育館条例施行規則第11条第1項 号に基づく 使用料の（免除・減額）	
減免理由	減免申請者（副申者）氏 名	

様式第10（第12条第4項関係）

No. \_\_\_\_\_

東大阪市立総合・東体育館使用料還付申請書

年 月 日

（あて先）

住 所（所在地）\_\_\_\_\_

法人又は団体名\_\_\_\_\_

氏 名（代表者）\_\_\_\_\_

電 話 \_\_\_\_\_（ ）\_\_\_\_\_

次のとおり使用料の還付を申請します。

使用体育館	(1) 総合体育館	(2) 東体育館
使用日時	年 月 日 ( 曜日) 時 分 ~ 時 分	
使用施設 及び設備		
還付を受けようとする理由		

※下記には記入しないでください。

使用料の 還 付	割	既納額	円	照合者	
		更正額	円	取扱者	
		差引 還付額	円	取扱者	

領 収 書	
使用料還付金	円を領収しました。
年 月 日	住所 氏名
	㊟

様式第 1 1 (第 1 2 条第 5 項関係)

No. \_\_\_\_\_

東大阪市立総合・東体育館使用料還付決定通知書

年 月 日

住 所 (所在地) \_\_\_\_\_

法人又は団体名 \_\_\_\_\_

氏 名 (代表者) \_\_\_\_\_ 様

電 話 ( ) \_\_\_\_\_

次のとおり使用料の還付を決定したので通知します。

使用体育館	(1) 総合体育館	(2) 東体育館
使用日時	年 月 日 (曜日) 時 分 ~ 時 分	
使用施設 及び設備		
還付額		



様式第12 (第16条第1項関係)

No. \_\_\_\_\_

東大阪市立総合・東体育館内部設備設置 (変更) 申請書

年 月 日

(あて先)

住 所 (所在地) \_\_\_\_\_

法人又は団体名 \_\_\_\_\_

氏 名 (代表者) \_\_\_\_\_

電 話 ( ) \_\_\_\_\_

次のとおり内部設備設置 (変更) の許可を申請します。

使用体育館	(1) 総合体育館	(2) 東体育館
使用許可番号	第 号	年 月 日
理由及び内容 (図面添付)		
設置期日	年 月 日 時 分	設置責任者
撤去期日	年 月 日 時 分	撤去責任者
備 考		
会場責任者	住 所	
	氏 名	電話 ( )

様式第13（第16条第2項関係）

No. \_\_\_\_\_

東大阪市立総合・東体育館内部設備設置（変更）許可書

年 月 日

住 所（所在地）  
 法人又は団体名  
 氏 名（代表者） 様  
 電 話 （ ）

次のとおり内部設備設置（変更）の許可をします。

使用体育館	(1) 総合体育館		(2) 東体育館		
使用許可番号	第	号	年	月	日
理由及び内容 (図面添付)					
設 置 期 日	年	月	日	時	分
	年	月	日	時	分
撤 去 期 日	年	月	日	時	分
	年	月	日	時	分
備 考					
会 場 責 任 者	住 所				
	氏 名		電 話	( )	

- ※ 1 東大阪市立体育館条例及び東大阪市立体育館条例施行規則に基づく指示に従ってください。
- 2 使用許可の目的以外に体育館を使用しないでください。
- 3 設備の作業開始及び撤去完了時には、必ず係員まで届け出てください。
- 4 体育館の施設、設備、備品等を損傷した場合は、直ちに係員に届けてその指示に従ってください。